

## 75 歳以上の人へ、新しい保険証を送ります —後期高齢者医療被保険者証—

75 歳以上の人などの老人医療受給者証をお持ちの人に、新しい保険証（後期高齢者医療被保険者証）を3月中に送付します。

### 対象者（被保険者）

75 歳以上の人  
(および 65 歳以上で一定の障害があり認定を受けた人)

平成 20 年 3 月まで

#### 老人保健制度

- 75 歳以上の国保被保険者
- 75 歳以上の会社の健康保険、共済組合、船員保険などの被保険者および被扶養者
- 65 歳以上で一定の障害があり認定を受けた人

平成 20 年 4 月から

#### 後期高齢者医療制度

老人保健制度で、それぞれの被保険者等だった人は、すべて一律に後期高齢者医療制度の被保険者となります。

※ 手続きは必要ありません。

※ 老人保健制度で障害認定を受けている人は、認定の取り下げ申請をすることができます。

### 医療機関の窓口で提示するもの

平成 20 年 3 月まで

老人医療  
受給者証

+

被保険者証

老人医療受給者証

保険証  
(国保、社保、共済など)

平成 20 年 4 月から

後期高齢者  
医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証  
※老人医療受給者証はなくなり、名刺サイズのカードになります。

### 後期高齢者医療制度とは

○ 75 歳以上の人（一定以上の障害のある人は 65 歳以上）が対象となる、老人保健制度に替わる新しい制度です。

○ 平成 20 年 4 月 1 日から開始されます。

○ 医療費の負担割合は、現在の老人保健制度と同様に、一般の人は 1 割、現役並み所得者は 3 割です。

○ 申請や届出先は従来どおり市役所が窓口で、制度の運営を広域連合が行います。

○ 保険料の納付は、原則として年金天引きとなります。(年金額が年額 18 万円未満の人などを除く)

- ・ これまで加入されていた国民健康保険や社会保険などから移行することになりますので、これらの医療保険で負担していた保険料に代わり、後期高齢者医療制度の保険料を納めます。
- ・ 社会保険などの被扶養者としてこれまで保険料を払っていなかった人には、一定期間猶予・軽減措置があります。

● 問合せ先 保健年金課医療係

長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎ 095 - 816 - 3930

